

伐採を促進するための契約合意支援事業に係る相続等登記費用支援補助金及び同奨励金交付要綱

(通則)

第 1 条 伐採を促進するための契約合意支援事業に係る相続等登記費用支援補助金（以下「補助金」という。）及び同奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱（以下「要綱」という。）によるものとする。

(目的)

第 2 条 本事業は、対象地域の森林を保有する補助事業者に、不動産相続等登記に係る費用を支援するとともに、一定の取組には奨励金を支払うことを通じて、早期に所有者の明確化を図るなど森林管理の効率化や伐採の促進に向けた取組により、森林循環の一層の促進に資することを目的とする。

(事業の定義)

第 3 条 本事業は、第 2 条の目的のために、第 4 条により、補助金又は、補助金及び奨励金（以下「補助金等」という。）を支払う補助事業とする。

(事業の内容)

第 4 条 東京都知事（以下「知事」という。）は、(1) 及び (2) に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を支払う。

ただし、司法書士等の専門家を活用した場合に限る。

(1) 相続等登記の実施に向けた調査等

(2) 相続等登記のために作成された遺産分割協議書、相続登記等

2 前項に規定する補助対象経費は、別表 1 に掲げるとおりとする。

ただし、登録免許税・消費税及び地方消費税の額を含めた租税公課は、補助の対象としない。

3 知事は、第 1 項 (1) 及び (2) について、別表 2 のとおり奨励金を支払う。

(対象地域の森林)

第 5 条 本事業の対象地域は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 5 条に規定する地域森林計画対象森林のうち、八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町に所在する森林とする。

(補助事業者)

第 6 条 本事業の補助事業者は、対象地域の森林を相続等により取得し、かつ東京都内に在住する個人とする。ただし、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団

員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者又は、本事業の目的に照らして、知事が適切でないと判断する者は、補助事業者としない。

(補助金の額)

第7条 知事が補助事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額(千円未満の額は切り捨てる。)又は、補助上限額である1,000千円のいずれか低い額とし、予算の範囲内において、これを交付する。

ただし、この補助金の額には、奨励金の額を含めない。

2 知事は、地理的状況等を踏まえ、一体と判断する対象地域の森林に対して、同一年度に複数回又は複数の年度に分けて申請が行われる場合は、前項で規定する補助金の額から、過年度を含めて、既に補助金が支払われている場合は、その額を差し引いた額を上限とすることができる。

なお、同一年度において、未だ補助金が支払われていない場合は、従前の補助金の各段階に応じて、第10条に基づき交付決定を受けている額、第17条による額の確定を受けている額を差し引いた額を上限とすることができる。

(重複受給の禁止)

第8条 補助事業者は、同一事業について複数の補助金及び奨励金を受給することはできない。

ただし、国等が行う他の補助事業等と明確に区分できるものについては、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)、誓約書及びその他必要書類を、その定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、支援対象として適正と認められるときは補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知する。

また、交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第2-1号)により補助事業者に通知する。

2 知事は、前項の交付決定に当たり、前項の補助事業者に対し、必要に応じて条件を付することができる。

3 補助金の交付決定の額は、第7条の規定により算出する額又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。なお、千円未満の額は切り捨てる。

(申請の取下げ及び事情変更による決定の取消し等)

第11条 前条の交付決定を受けた補助事業者(以下「交付決定を受けた事業者」という。)は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、辞退届(様式第3-1号)を知事に提出しなければならない。

い。

また、交付決定の前に申請を取り下げる場合は、辞退届（様式第3－2号）を提出する。

- 2 知事は、交付決定の後において、天災事変等その他補助事業者の責に帰せざる事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

ただし、前条により交付決定を受けた補助事業（以下「交付決定済事業」という。）のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 3 前項の規定による交付決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対し、次に掲げる経費に係る補助金及び特定経費を交付することができる。

（1） 交付決定済事業に係る残務処理に要する経費

（2） 交付決定済事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 4 前項の補助金及び特定経費の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他の交付については、第2項の規定による取消しに係る補助事業の補助金に準ずる。

- 5 前条の規定は、第2項の規定により措置した場合について準用する。

（交付決定済事業の内容変更等）

第12条 交付決定を受けた事業者は、次の（1）に該当する場合は、事前に事業変更承認申請書（様式第4－1号）を、また、次の（2）に該当する場合は、事前に事業中止（廃止）承認申請書（様式第4－2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（1） 交付決定済事業の内容を変更しようとするとき

（2） 交付決定済事業を中止（廃止）しようとするとき

- 2 知事は前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、変更承認通知書（様式第4－3号）又は、事業中止（廃止）承認通知書（様式第4－4号）により通知する。このとき、必要に応じて条件を付し、又は変更内容を修正することができる。

- 3 前項の規定による交付決定の中止（廃止）により、特別に必要となった事務又は事業に対し、次に掲げる経費に係る補助金及び特定経費を交付することができる。

（1） 既に経過した期間に係る交付決定済事業に係る経費及び残務処理に要する経費

（2） 交付決定済事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 4 前項の補助金及び特定経費の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他の交付については、第11条第2項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

- 5 第10条の規定は、第2項の規定により措置した場合について準用する。

- 6 補助事業者は、補助金交付申請書に記載した氏名・住所・連絡先等を変更したときは、変更届（様式第4－5号）を速やかに知事に提出しなければならない。

（遅延等の報告）

第13条 交付決定を受けた事業者は、交付決定済事業を予定の期間内に完了することができないと見込

まれるとき又は交付決定済事業の遂行が困難となったときは、速やかに事業遅延（事故）報告書（様式第 5 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第 14 条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助事業者に対し遂行状況に関して報告を求め、また必要な調査を行うことができる。補助事業者は、知事が報告を求めた場合又は、調査を行う場合、これに応じなければならない。

なお、補助事業の終了後においても同様とする。

（遂行命令）

第 15 条 知事は、前条の規定による報告等により、交付決定済事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、交付決定を受けた事業者に対し、これらに従って交付決定済事業を遂行するよう命じることができる。

2 交付決定を受けた事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該交付決定済事業の一時停止を命じることができる。

（実績報告）

第 16 条 交付決定を受けた事業者は、交付決定済事業が完了したとき（第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項に基づく知事の決定を受けた場合で必要な場合を含む。）は、その日から 30 日以内又は、翌会計年度 4 月 10 日までのいずれか早い日までに、必要な書類を添えて、速やかに事業実績報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 17 条 知事は、前条の規定による事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る交付決定済事業の成果及び内容等を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額の範囲内で補助金の額を確定し、当該交付決定を受けた事業者に補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）をもって通知する。

2 前項の規定による交付すべき補助金の確定額は、補助金交付決定通知書の補助金の額と第 7 条の補助対象経費に補助率を乗じて得た額とのいずれか低い額とする。

なお、いずれも千円未満の額を切り捨てた額とする。

3 知事は、第 1 項の規定による調査等の結果、当該交付決定済事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付決定を受けた事業者に対し、これに適合させるための措置をとることを命じることができる。

4 前条の規定は、前項の命令により交付決定を受けた事業者が必要な措置をしたときに準用する。

（奨励金の申請）

第 18 条 交付決定を受けた事業者は、交付決定済事業が完了し、第 16 条の規定に基づく報告を提出するときに限り、相続等登記奨励金申請書（様式第 11 号）を提出することで、奨励金を申請できる。

(奨励金の支給決定)

第 19 条 知事は、前条の規定による相続等登記奨励金申請書を受理したときは、その内容を審査し、その内容等を適正と認めたときは、支給すべき奨励金の額の範囲内で奨励金の額を決定し、当該補助事業者に相続等登記奨励金支給決定通知書（様式第 12 号）をもって通知する。

また、支給しないと決定したときは、相続等登記奨励金不支給決定通知書（様式第 12 号－ 1）により当該補助事業者へ通知する。

2 補助事業者は前項の決定までの間、書面により奨励金の申請を取り下げることができる。

(補助金の請求・支払)

第 20 条 補助事業者は、第 17 条により補助金交付額確定通知書を受けたときは、補助金請求書（様式第 8 号 A 又は B のいずれか）及び知事が指定する書類を速やかに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項に規定する請求を審査の上、適正であると認めるときは、補助金を支払う。

ただし、補助金の交付決定後に、事業の円滑な遂行のため特に知事が必要と認める経費については、概算払とすることができる。

3 交付決定を受けた事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合には、概算払請求書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

4 前 2 項の規定により、補助金の概算払を受けた補助事業者は、第 17 条に規定する補助金交付額確定通知書を受領次第、速やかに概算払精算書（様式第 10 号）を知事に提出し、精算手続をしなければならない。

(奨励金の請求・支払)

第 21 条 補助事業者は、第 19 条により相続等登記奨励金支給決定通知書を受けたときは、前条第 1 項に規定する手続と同時に行う場合に限り、補助金請求書（様式第 8 号 B）に所定の事項を記載の上、知事に提出することで、補助金と併せて奨励金を請求できる。

2 知事は、前項に規定する請求を審査の上、適正であると認めるときは、奨励金を支払う。

(交付決定等の取消し)

第 22 条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金等の交付若しくは支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

また、不正の内容、補助事業者名、関係者名等の公表を行うことができる。

- (1) 交付若しくは支給決定、又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき
- (5) 第 6 条に規定する補助事業者に該当しない事実が判明したとき
- (6) 補助金等の交付若しくは支給決定の内容、これに付した条件又は、同決定に基づく命令その他法令に違反したとき

(7) その他、知事が補助事業として不適切と判断したとき

- 2 前項の規定は、第 17 条の規定により交付すべき補助金の額の確定及び第 19 条の規定により支給すべき奨励金の額の決定があった後も適用する。
- 3 知事は、第 1 項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した条件を補助事業者へ通知する。

(補助金等の返還)

- 第 23 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。
- 2 前項の規定は、第 17 条の規定により、補助金の額が確定した場合及び第 19 条の規定により、奨励金の額が決定した場合において、既にその額を超える補助金等を受領している場合においても適用があるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

- 第 24 条 知事は、第 22 条及び第 23 条の規定により、補助事業者に対し補助金等の交付若しくは支給決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、命令に係る補助金等を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金等の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満は除く。）を納付させることができる。
- 2 前項において補助金等の返還を命じられた者が、納期日までに補助金等を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満は除く。）を納付させることができる。
 - 3 知事は前 2 項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金を免除又は減額することができる。
 - 4 第 1 項及び第 2 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の計算)

- 第 25 条 補助金等が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金等の額に充てるものとする。
 - 3 前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金

額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（補助事業の経理）

第 26 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けて、経理関係書類及び他の関係証拠書類を整理し、かつ補助事業を完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（検査及び事業効果の報告）

第 27 条 補助事業者は、補助事業の完了した日又は補助金の交付の決定の日が属する会計年度の終了後 5 年間に於いて、都職員による、補助事業の運営及び経理等の状況について検査があった場合、又は補助事業の事業効果について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

（補助事業の公表と成果の発表）

第 28 条 知事は、事業の実施場所、結果及びその他補助事業の成果等を公表することができる。
また、補助事業者は、成果の公表や発表等に協力するものとする。

（義務の承継）

第 29 条 補助事業者が、自ら補助事業を遂行できなくなった場合、その法定代理人や法定相続人等は、本事業の承継又は、廃止等に係る必要な手続を協力しながら行わなければならない。

（非常災害の場合の措置）

第 30 条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

（その他）

第 31 条 補助金等の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 15 日から施行する。

別表 1（第 4 条関連）

1 補助対象経費

区 分	内 容
(1) 相続等登記の実施に向けた調査等	・ 司法書士等の専門家による不動産権利関係及び相続関係を確認するために必要な登記情報（登記事項証明書・地図情報等）、住民票等の取得に要する経費（証明書等発行手数料を含みます。） ・ 司法書士等の専門家による必要な相続関係説明図の作成や補助事業に係る打合せに要する経費（専門家の出張を伴う場合の費用を含む。） ・ 必要な郵送料等の通信費のほか、郵送申請時に必要な場合における定額小為替発行手数料等の実費 ・ その他、知事が補助事業の目的等に照らして、個別に必要と認める経費
(2) 相続等登記のために作成された遺産分割協議書、相続登記等	・ 司法書士等専門家による遺産分割協議書の作成に要する経費（ただし、登記手続時に登記所に提出を必要とする場合に限り、かつ 100 千円を上限とする額の範囲内で知事が認める額。） ・ 司法書士等専門家による相続等登記に必要な書類の作成・登記所への提出や補助事業に係る打合せに要する経費（専門家の出張を伴う場合の費用を含む。） ・ 必要な郵送料等の通信費のほか、郵送申請時に必要な場合における定額小為替発行手数料等の実費 ・ その他、知事が補助事業の目的等に照らして、個別に必要と認める経費

2 補助対象とならない経費

区 分	内 容
(1) 相続等登記の実施に向けた調査等	・ 租税公課に係る経費（登録免許税・消費税及び地方消費税の額等） ・ 他の取引と相殺又は、ポイント類により支払が行われる経費
(2) 相続等登記のために作成された遺産分割協議書、相続登記等	・ 「通信費一式」など、経費の内容や内訳金額が明らかではない経費 ・ 社会通念上、必要性が認められない又は、著しく高額な経費 ・ その他、知事が補助事業の目的等に照らして、適切ではないと判断する経費

別表2 第4条第3項に定める奨励金の額等

1 奨励金の算定式

第17条に基づく額の確定金額 × 20% = 相続等登記奨励金（千円未満切捨て）
--

2 補助事業者が、以下に掲げる事項の一に該当する場合、奨励金の対象としない

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 補助事業者が、奨励金を希望しない、又は要綱に定める方法による申請がなかった場合・ 補助事業者又は補助事業の対象となる森林について、法第11条に基づく「森林経営計画」（属人計画・属地計画（林班計画・区域計画）のいずれであるか、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が作成したものであるかを問わない）による認定が行われている場合・ 知事から第15条に定める遂行命令を受けた場合・ その他、知事が奨励金の対象とすることが不適切であると判断する場合 |
|--|